

第12回 定時株主総会

招集ご通知

■日時

平成28年6月19日（日曜日）午前10時
（受付開始は午前9時30分を予定しております。）

■場所

東京都中央区日本橋二丁目7番1号
東京日本橋タワー
ベルサール東京日本橋 地下2階イベントホール
会場が昨年と異なっておりますので、末尾の会場ご案内
函をご参照くださいますようお願い申し上げます。
なお、会場が満席になった場合は、第2会場等をご案内さ
せていただきますので、ご了承くださいますようお願い
申し上げます。

目次

第12回定時株主総会招集ご通知	4
株主総会参考書類	6
第1号議案 剰余金処分の件	
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件	
第3号議案 取締役に対する短期業績連動報酬の額及び内容決定の件	
第4号議案 取締役等に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件	
（提供書面）	22
事業報告	
計算書類等	
監査報告	

会社説明会開催のお知らせと株主懇親会開催見送りについて

当日は株主総会終了後、ベルサール東京日本橋 地下2階イベントホールにて会社説明会を開催いたしますので、併せてご出席くださいますようお願い申し上げます。なお、会場の都合により株主懇親会の開催と軽食のご提供は見送らせていただきます。誠に恐縮ですが予めご了承くださいますようお願い申し上げます。

■決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役
（監査等委員である取締役を除く。）
6名選任の件
- 第3号議案 取締役に対する短期業績連動報酬
の額及び内容決定の件
- 第4号議案 取締役等に対する業績連動型株式
報酬等の額及び内容決定の件



当社が目指すもの

DON'T STOP!

当社グループは、「Don't Stop!」を社是とし、企業理念として掲げている「カスタマーファースト」、「イノベーション」、「バリューアップ」、「コンプライアンス」の四つの基本コンセプトの実現に向けた取り組みを継続的に実行し、かつ「とめない、とまらない」ことを会社経営の基本方針としております。

当社グループは、「投資家の保護育成と顧客第一主義に努め、外国為替証拠金取引市場の健全な発展に寄与する」ことをビジネスミッションとして定めており、外国為替証拠金取引をコアビジネスと位置づけ事業を拡大する方針であります。

平素は格別のご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

当期（平成27年4月1日～平成28年3月31日）は、前期に続き収益力の更なる向上に取り組みつつ、お客様へのサービスの利便性向上や海外旅行客をターゲットとした「Manepa Card」（マネパカード）の一層の訴求など、投資取引を行うお客様の増加、更には投資にとどまらない外国為替の実需に対応した新たな事業の育成に取り組んでまいりました。

「Manepa Card」は、サービス開始から1年半を経過し、新規口座開設のペースではFX取引のお客様を毎月上回るまで漕ぎつけております。FX取引においては、各取引端末上のお客様向けの情報配信導線の整備や、より一般のお客様を多く受け入れるための取引サービスの平易化に継続して取り組むとともに、通貨ペアの追加や連続予約注文の利便性の拡充、コアなお客様への自動売買機能の拡充開始などの利便性拡充に努めてまいりました。

また、新たな取り組みとして、ビットコインをはじめとする仮想通貨に関するビジネスへの参入の検討を開始し、先行して取扱いを行っている事業者と提携等に関する協議を行ってまいりました。

これらの取り組みの結果、当期の連結業績は、前期から増収増益となり、経常利益は前期比27.3%増となる1,573百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比31.5%増の1,025百万円を計上することができました。

今後は、既存事業における収益基盤を確固たるものにするべく、引き続き収益力の向上等に取り組むと同時に、「Manepa Card」の一層の機能向上と訴求に注力し、顧客基盤の拡大を加速させてまいりたいと存じます。

また、短期的には業績に繋がらないものの、収益基盤の多様化という点でも仮想通貨に関するビジネスは大きなポテンシャルをもっているものと考えており、仮想通貨を取り巻く法制度の整備状況を睨みつつ事業化に向けての取り組みを継続いたします。

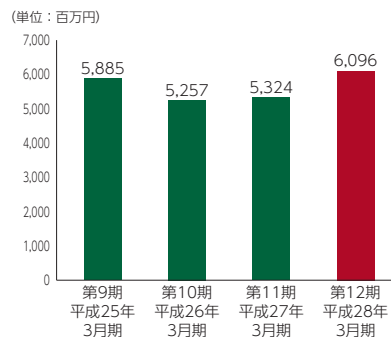
これらの取り組みを通じて、多くの方に当社の顧客となつていただくと共に、株主の皆様のご期待に応えられるよう努めてまいります。

引き続き当社の今後の発展にご期待くださいますようお願い申し上げます。

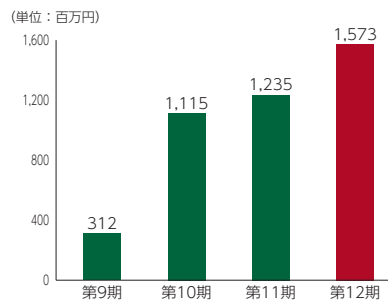


株式会社
マネーパートナーズグループ
代表取締役社長
奥山 泰全

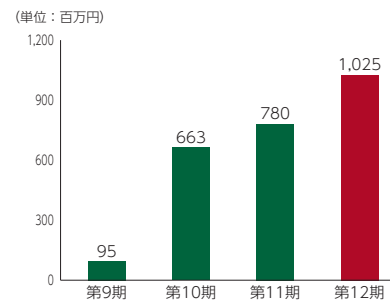
営業収益



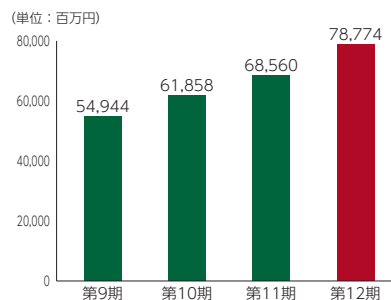
経常利益



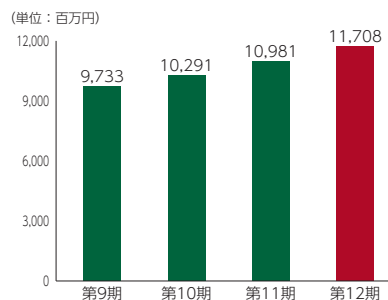
親会社株主に帰属する当期純利益



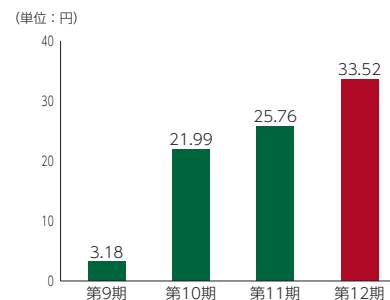
総資産



純資産

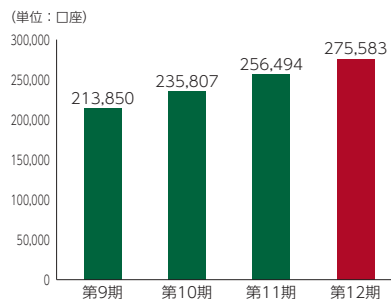


1株当たり当期純利益

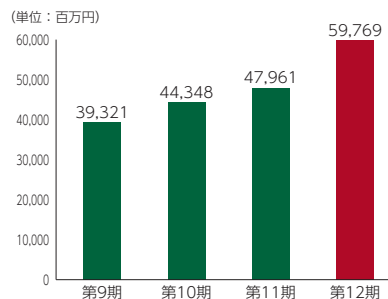


※平成25年10月1日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行ってあります。第9期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。

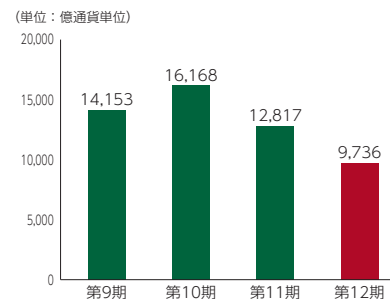
顧客口座数



顧客預り証拠金



外国為替取引高



(注) 顧客口座数、顧客預り証拠金・・・各期末時点の口座数、預り証拠金残高

証券コード 8732
平成28年6月2日

株 主 各 位

東京都港区六本木一丁目6番1号
株式会社マネーパートナーズグループ
代表取締役社長 奥 山 泰 全

第12回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第12回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年6月17日（金曜日）の当社営業終了時間（午後5時30分）までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

また、議決権行使書面の各議案についての賛否を記載する欄に賛否の記載がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月19日（日曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）
2. 場 所 東京都中央区日本橋二丁目7番1号 東京日本橋タワー
ベルサール東京日本橋 地下2階イベントホール
- 会場が昨年と異なっておりますので、末尾の会場ご案内図をご参照くださいますようお願い申し上げます。
- なお、会場が満席になった場合は、第2会場等をご案内させていただきますので、ご了承いただきますようお願い申し上げます。

3. 目的事項
報告事項

1. 第12期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第12期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
- 第3号議案 取締役に対する短期業績連動報酬の額及び内容決定の件
- 第4号議案 取締役等に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 本定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.moneypartners-group.co.jp/>）に掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知添付書類には記載いたしておりません。従いまして、本定時株主総会招集ご通知添付書類は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類又は計算書類の一部であります。
 - ◎ 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、上記に記載のインターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
 - ◎ 当日は株主総会終了後、ベルサール東京日本橋 地下2階イベントホールにて会社説明会を開催いたしますので、併せてご出席くださいますようお願い申し上げます。なお、会場の都合により株主懇親会の開催と軽食のご提供は見送らせていただきます。誠に恐縮ですが予めご了承くださいますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第12期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして次のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき5円50銭といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は169,364,800円となります。

これにより、当期の1株当たり年間配当額は、11円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成28年6月20日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員6名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	奥山 泰全 (昭和46年8月13日生)	平成6年4月 澤公認会計士事務所入所 平成11年11月 株式会社シムビジネスコンサルティング監査役 平成13年4月 イ・システム株式会社(現日本プライベート証券株式会社)取締役 平成14年4月 トレイダーズ証券株式会社執行役員 平成15年4月 同社取締役 平成15年4月 トレイダーズ投資顧問株式会社取締役 平成16年6月 トレイダーズフィナンシャルシステムズ株式会社(現SBIトレードウィンテック株式会社)取締役 平成18年7月 当社顧問 平成18年8月 当社執行役員 平成18年8月 当社代表取締役社長(現任) 平成18年9月 株式会社マネーパートナーズソリューションズ取締役 平成20年5月 マネーパートナーズ分割準備株式会社(現株式会社マネーパートナーズ)代表取締役社長 平成25年7月 株式会社マネーパートナーズ代表取締役社長兼ディーリング本部長 平成26年7月 株式会社マネーパートナーズ代表取締役社長(現任)	528,100株
2	福島 秀治 (昭和29年6月22日生)	昭和53年4月 東京短資株式会社入社 昭和53年12月 トウキョウフォレックス株式会社出向 平成10年3月 アルマターフアンド投資顧問株式会社出向 平成12年3月 東短デリバティブズ株式会社出向企画管理部長 平成13年3月 トレイダーズ証券株式会社出向取締役 平成14年6月 イ・システム株式会社(現日本プライベート証券株式会社)執行役員 平成15年4月 トレイダーズ証券株式会社取締役 平成17年6月 同社常務取締役 平成18年7月 当社顧問 平成18年8月 当社執行役員 平成18年8月 当社常務取締役 平成18年9月 株式会社マネーパートナーズソリューションズ取締役 平成20年3月 当社専務取締役 平成20年5月 マネーパートナーズ分割準備株式会社(現株式会社マネーパートナーズ)専務取締役 平成25年6月 株式会社マネーパートナーズ取締役(現任) 平成25年6月 当社取締役 平成26年6月 当社専務取締役(現任)	477,500株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
3	佐藤 直広 (昭和34年11月14日生)	昭和60年4月 カシイ住宅設備株式会社入社 平成3年10月 北辰商品株式会社入社経営企画部長 平成17年6月 当社取締役 平成17年6月 当社取締役退任 平成17年7月 当社執行役員マーケティング部ゼネラルマネージャー 平成17年9月 当社執行役員経営企画室長 平成17年11月 当社取締役経営企画室長 平成20年3月 当社常務取締役経営企画室長 平成20年4月 当社常務取締役 平成20年5月 マネーパートナーズ分割準備株式会社(現株式会社マネーパートナーズ)常務取締役 平成23年6月 株式会社マネーパートナーズ常務取締役内部管理統括責任者 平成23年6月 当社常務取締役法務コンプライアンス部長 平成25年6月 株式会社マネーパートナーズ取締役内部管理統括責任者(現任) 平成25年6月 当社取締役法務コンプライアンス部長(現任)	273,200株
4	白水 克紀 (昭和36年6月19日生)	昭和59年4月 日本デジタル・イクイップメント株式会社入社 平成4年4月 日本リースオート株式会社入社 平成6年6月 日本リース情報システム株式会社転籍 平成10年4月 GEフリートサービス株式会社入社 平成12年2月 日本GMACコマーシャル・モーゲージ株式会社入社 平成18年2月 当社入社IT統括部長 平成18年2月 当社執行役員IT統括部長 平成18年9月 株式会社マネーパートナーズソリューションズ取締役 平成18年11月 当社執行役員CIO兼IT統括部長 平成20年3月 当社取締役CIO兼IT統括部長 平成20年4月 当社取締役CIO 平成20年5月 マネーパートナーズ分割準備株式会社(現株式会社マネーパートナーズ)取締役 平成20年10月 当社取締役CIO兼IT管理部長(現任) 平成20年10月 株式会社マネーパートナーズ取締役CIO 平成23年6月 株式会社マネーパートナーズ取締役CIO兼COO 平成25年6月 株式会社マネーパートナーズ取締役 平成25年7月 株式会社マネーパートナーズ取締役海外金融法人営業部長 平成26年7月 株式会社マネーパートナーズ常務取締役ディーリング本部長兼海外金融法人営業部長 平成27年7月 株式会社マネーパートナーズ常務取締役(現任)	120,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
5	中西 典彦 (昭和41年11月19日生)	平成元年4月 株式会社三和銀行入行 平成8年6月 株式会社マツダスピード入社 平成11年3月 日本インフォメーション・エンジニアリング株式会社(現株式会社JIEC)入社 平成12年4月 ネストウェブ株式会社入社 平成12年11月 株式会社ニューラルネット入社 平成14年5月 株式会社プラット・コミュニケーション・コンポーネンツ入社 平成15年12月 ぶらっとホーム株式会社転籍 平成18年5月 当社入社管理部長 平成18年5月 当社執行役員管理部長 平成18年9月 株式会社マネーパートナーズソリューションズ監査役(現任) 平成18年11月 当社執行役員CFO兼財務部長 平成19年8月 当社執行役員CFO 平成20年3月 当社取締役CFO 平成20年4月 当社取締役CFO兼経営企画部長 平成20年5月 マネーパートナーズ分割準備株式会社(現株式会社マネーパートナーズ)取締役 平成20年10月 当社取締役CFO(現任) 平成20年10月 株式会社マネーパートナーズ取締役CFO 平成24年7月 株式会社マネーパートナーズ取締役CFO兼管理部長 平成25年6月 株式会社マネーパートナーズ取締役管理部長(現任)	18,400株
6	木曾 慎二 (昭和53年11月29日生)	平成13年4月 大和証券エスエムビーシー株式会社(現大和証券株式会社)入社 平成13年10月 大和証券エスエムビーシープリンシパル・インベストメント株式会社(現大和PIパートナーズ株式会社)へ出向 平成21年12月 株式会社大和証券グループ本社転籍 平成23年7月 大和証券株式会社経営企画部 平成23年7月 大和証券キャピタル・マーケット株式会社(現大和証券株式会社)経営企画部 平成25年6月 株式会社大和証券グループ本社経営企画部次長(現任) 平成25年6月 大和証券株式会社経営企画部次長(現任) 平成25年6月 アストマックス株式会社社外取締役(現任) 平成26年5月 大和リアル・エステート・アセット・マネジメント株式会社監査役(現任) 平成27年6月 当社取締役(現任) 平成28年1月 株式会社IDIインフラストラクチャーズ監査役(現任)	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 木曾慎二氏は、社外取締役候補者であります。
3. 木曾慎二氏は、当社の主要株主である株式会社大和証券グループ本社において経営企画部次長を務められるなど当社グループの主な事業である金融商品取引業を営む企業での経営企画に関する経験を豊富に有しており、経営全般に関する幅広いアドバイスが期待されることから社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。
4. 当社は木曾慎二氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任について、法令の定める額を限度とする責任限定契約を締結しており、本総会において木曾慎二氏が原案どおり選任された場合には、当該契約を継続する予定であります。
5. 木曾慎二氏は、現在、当社の社外取締役であります。木曾慎二氏の在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。

第3号議案 取締役に対する短期業績連動報酬の額及び内容決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は、平成27年6月14日開催の第11回定時株主総会において、「固定報酬を年額3億5千万円以内」とご決議いただいております。これに加え、取締役の業績向上へのインセンティブを高め、会社業績の一層の向上を目指すため、固定報酬とは別に単年度毎に実施する業績連動報酬の導入を同時にご承認いただいております。

業績連動報酬の具体的な内容につきましては、インセンティブとしての有効性を最大限確保するため、事業年度毎に株主総会に諮ることといたしており、第13期事業年度におきましては、下記の内容にて業績連動報酬を実施させていただきたいと存じます。

なお、第2号議案が原案どおり承認されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は6名（うち社外取締役は1名）となります。したがって、下記(4)により本議案における対象取締役の員数は5名となります。

【本総会にお諮りする業績連動報酬の内容】

(1) 対象期間

第13期事業年度（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）を対象期間とする。

(2) 支給総額の算定方法

当社グループの連結経常利益(A)から10億円を控除した金額を計算の基礎とし、これに2.0%を乗じた額を業績連動報酬の支給総額とする。ただし、百万円未満は切り捨てるものとし、その総額は1億円を超えないものとする。

(注) これまでの業績連動報酬は連結経常利益から10億円を控除した金額に3.0%を乗じた額を支給総額とし、総額は1億5千万円を超えないものとさせていただいてまいりましたが、第4号議案のご提案を考慮し、乗じる割合を2.0%に、限度額を100百万円に引き下げるものであります。

$$\text{業績連動報酬支給総額} = ((A) - 10\text{億円}) \times 2.0\%$$

(3) 支給の条件

- ① 連結営業利益及び親会社株主に帰属する当期純利益のいずれかが損失を計上しているときには支給しない。
- ② 中間配当及び期末配当のいずれも実施しないときには支給しない。

(4) 各取締役への配分方法

支給総額の支給対象となる各取締役への配分については、取締役会に一任する。ただし、監査等委員である取締役及び社外取締役には支給しない。

第4号議案 取締役等に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容 決定の件

1. 提案の理由及び当該報酬を相当とする理由

当社の取締役（監査等委員である取締役、社外取締役及び国外居住者を除く。以下本議案において同じ。）の報酬は、「基本報酬」及び「業績連動報酬」で構成されていますが、これまで実施してまいりました取締役向けの株式報酬制度であるストック・オプションが平成28年8月17日をもって権利行使期限を迎えることもあり、新たに、当社の取締役を対象に、業績及び役位に応じて当社株式の交付を行う業績連動型の株式報酬制度（以下「本制度」という。）の導入をお願いするものであります。

なお、本制度においては、当社の取締役に対する役員報酬及び当社の子会社（以下「対象子会社」といい、当社と対象子会社を併せて、以下「対象会社」という。）の取締役（社外取締役及び国外居住者を除く。以下「対象子会社取締役」という。また、当社の取締役と対象子会社取締役を併せて、以下「対象取締役」という。）に対する役員報酬を一体的に管理することといたします。

本制度の導入は、対象取締役の報酬と、当社グループの業績及び株主価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的としており、導入は相当であると考えております。

本議案は、平成27年6月14日開催の第11回定時株主総会においてご承認いただきました取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額（年額3億5千万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）及び毎年の定時株主総会においてご承認をいただいて支給する業績連動報酬とは別枠で、取締役に対して株式報酬を支給する旨のご承認をお願いするものであります。

なお、本制度の対象となる取締役の員数は、第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件」が原案通り承認可決されますと5名となります。

2. 本制度における報酬等の額及び内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、対象会社が拠出する対象取締役の報酬額を原資として当社株式が信託を通じて取得され、対象取締役に当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）の交付及び給付（以下「交付等」という。）が行われる株式報酬制度です。（詳細は(2)以降のとおり。）

①本制度の対象となる当社株式等の交付等の対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・当社の取締役（監査等委員である取締役、社外取締役及び国外居住者を除く。） ・当社子会社2社の取締役（社外取締役及び国外居住者を除く。）
-------------------------	---

②本制度の対象となる当社株式が発行済株式の総数に与える影響	
対象会社が拠出する金員の上限（下記(2)のとおり。）	・ 5事業年度を対象として、合計450百万円（うち当社分300百万円）
対象取締役が取得する当社株式等の数の上限及び当社株式の取得方法（下記(3)のとおり。）	・ 対象期間である5事業年度ごとに対象取締役に付与されるポイントの上限は、800,000ポイント（1年平均160,000ポイント）うち当社分533,300ポイント（1年平均106,660ポイント） ・ 1ポイント＝1株に換算した株式数の発行済株式総数（平成28年3月31日時点。自己株式控除後。）に対する割合は約2.6% ・ 当社（自己株式処分）又は株式市場から取得
③業績達成条件の内容（下記(3)のとおり。）	・ 親会社株主に帰属する当期純利益の額に応じて変動
④対象取締役に対する当社株式等の交付等の時期（下記(4)のとおり。）	・ 退任時 ※取締役が死亡した場合は、死亡時に当社株式の換価処分金相当額の金銭を相続人に対して給付

(2) 各対象会社が拠出する金員の上限

本制度は、連続する5事業年度（当初は平成29年3月31日で終了する事業年度から平成33年3月31日で終了する事業年度までの5事業年度とし、下記の信託期間の延長が行われた場合には、以降の各5事業年度とする。以下「対象期間」という。）を対象とします。

当社は、対象期間ごとに300百万円を上限とする金員を、当社の取締役への報酬として拠出し、対象子会社が各対象子会社の取締役への報酬として拠出する金員と併せて（各対象会社が拠出する金員の総額は対象期間ごとに450百万円を上限とする。）、受益者要件を充足する対象取締役を受益者とする信託期間5年間の信託（以下「本信託」という。）を設定（下記の信託期間の延長を含む。以下同じ。）します。本信託は、信託管理人の指図に従い、信託された金員を原資として当社株式を当社（自己株式処分）又は株式市場から取得します。各対象会社は、信託期間中、対象取締役に対するポイント（下記(3)のとおり。）の付与を行い、本信託は当社株式等の交付等を行います。

なお、本信託の信託期間の満了時において、新たな本信託の設定に代えて信託契約の変更及び追加信託を行うことにより、本信託を継続することがあります。その場合、当初の信託期間と同一期間だけ本信託の信託期間を延長し、信託期間の延長以降の5事業年度を対象期間とします。延長された信託期間ごとに、対象子会社は、それぞれの株主総会決議で承認を受けた範囲内で金員を当社に新たに拠出し、当社は、対象子会社から拠出を受けた金員に、300百万円の範囲内で追加拠出した金員と併せて追加信託を行い、各対象会社は、引き続き延長された信託期間中、対象取締役に対するポイントの付与を継続し、本信託は、延長された信託期間中、当社株式等の交付等を継続します。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（対象取締役に付与されたポイントに相当する当社株式で交付等が未了であるものを除く。）及び金銭（以下「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、300百万円の範囲内とします。

(3) 対象取締役が取得する当社株式数の算定方法と上限

信託期間中の毎年6月1日に、同年3月31日で終了する事業年度（初回は平成29年3月31日で終了する事業年度。以下「評価対象事業年度」という。）における親会社株主に帰属する当期純利益の額及び役位に応じて、対象会社ごとに、対象取締役に一定のポイントが付与されます*1*2。対象取締役には、退任時にポイントの累積値（以下「累積ポイント」という。）に応じて当社株式等の交付等が行われます。

なお、当該対象取締役が、当該対象取締役としての地位に加え、他の対象会社の対象取締役に兼任している場合（当該対象会社の対象取締役の退任と同時に、他の対象会社の対象取締役に就任する場合を含む。）は、全ての対象会社の対象取締役を退任した時点で一括して当社株式等の交付等が行われます。

1ポイントは当社株式1株とします。ただし、信託期間中に当社株式の株式分割・株式併合等のポイントの調整を行うことが公正であると認められる事象が生じた場合、分割比率・併合比率等に応じて、1ポイントあたりの当社株式数の調整がなされます。

当社の取締役に付与されるポイントの総数は対象期間である5事業年度ごとに533,300ポイントを上限とします。（対象取締役に付与されるポイントの総数は対象期間である5事業年度ごとに800,000ポイントを上限とします。）

※1 付与ポイント＝親会社株主に帰属する当期純利益の額×3%÷信託による当社株式の取得株価の平均値×（各対象取締役の役位ウェイト÷役位ウェイト合計）

※2 「役位ウェイト合計」とは、当該評価対象事業年度においてポイントの付与の対象となる全対象取締役の役位ウェイトの合計値を意味します。

(4) 対象取締役に対する当社株式等の交付等の時期

受益者要件を充足した対象取締役は、当該対象取締役の退任時に、上記(3)に基づき算出される数の当社株式等の交付等を受けるものとします。このとき、当該対象取締役は、当該ポイントの70%に相当する数の当社株式（単元未満株式は切捨て）について交付を受け、残りについては本信託内で換価した上で、換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

なお、信託期間中に対象取締役が死亡した場合、その時点までに付与されている累積ポイントに応じた当社株式について、その全てを本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を当該対象取締役の相続人が受けるものとします。

(5) 当社株式に関する議決権

本信託内の当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権は行使されないものとします。

(6) 本信託内の当社株式の剰余金配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る剰余金配当は本信託が受領し、本信託の信託報酬・信託費用に充てられます。信託報酬・信託費用に充てられた後、信託終了時に残余が生じた場合には、対象取締役に對して給付されることとなります。

(7) その他の本制度の内容

本制度に関するその他の内容については、本信託の設定、信託契約の変更及び本信託への追加拠出の都度、取締役会において定めます。

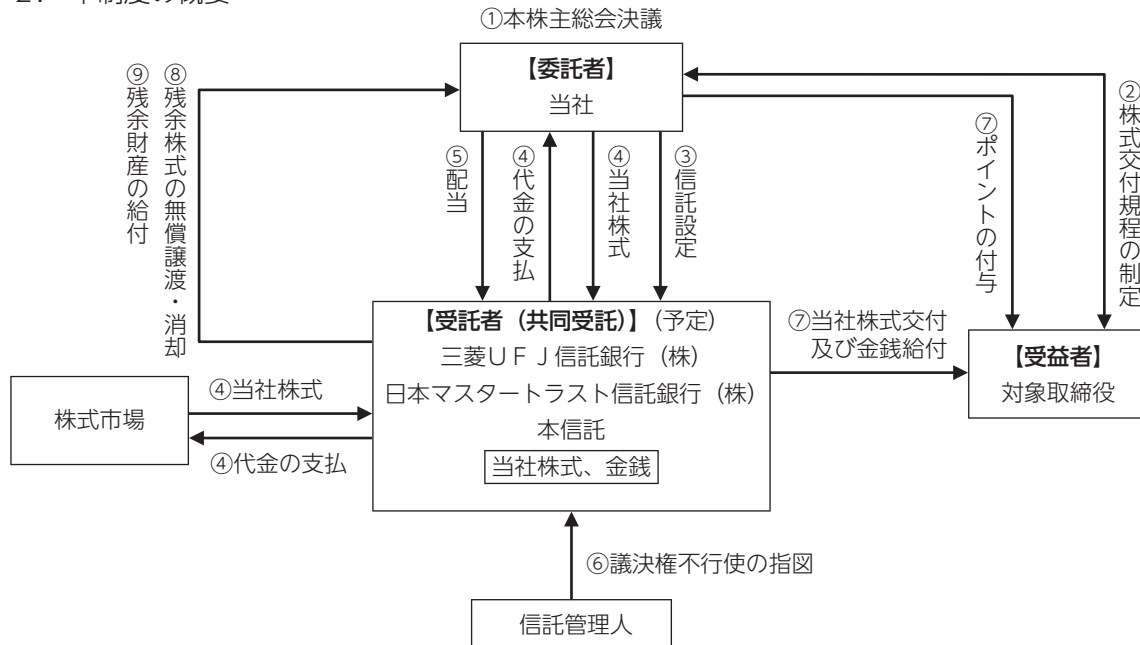
なお、本制度の詳細については、平成28年5月16日付「業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ」をご参照ください。

(ご参考：当社平成28年5月16日付プレスリリースの抜粋)

1. 本制度の導入について

- (1) 当社及び対象子会社は、対象取締役を対象に、対象取締役の報酬と、当社グループの業績及び株主価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的として、本制度を導入いたします。
- (2) 本制度の導入は、各対象会社ごとに、本株主総会において役員報酬決議に係る承認を得ることを条件とします。
- (3) 本制度では、役員報酬B I P (Board Incentive Plan) 信託 (以下「B I P 信託」という。) と称される仕組みを採用します。B I P 信託とは、米国の業績連動型株式報酬 (Performance Share) 制度及び譲渡制限付株式報酬 (Restricted Stock) 制度を参考にした役員に対するインセンティブ・プランであり、B I P 信託が取得した当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭 (以下「当社株式等」という。) を当社業績及び役位に応じて、交付及び給付 (以下「交付等」という。) するものです。
- (4) 本制度の導入により、当社の取締役の報酬は、「基本報酬」、「業績連動報酬」及び「株式報酬」により構成されることとなります。なお、業務執行から独立した立場である監査等委員である取締役及び社外取締役の報酬については、「基本報酬」によって構成されます。

2. 本制度の概要



- ①対象会社は、各対象会社ごとに、本株主総会において、本制度の導入に関する承認決議を得ます。
- ②対象会社は、各対象会社ごとに、取締役会において、本制度の内容に係る株式交付規程を制定します。
- ③対象子会社は、それぞれ①の本株主総会決議で承認を受けた範囲内で、対象子会社取締役に対する報酬の原資となる金銭を当社に拠出し、当社は対象子会社から拠出を受けた金銭に、①の当社の本株主総会決議で承認を受けた範囲内で、当社の取締役に対する報酬の原資となる金銭を併せて信託し、受益者要件を充足する対象取締役を受益者とする本信託を設定します。
- ④本信託は、信託管理人の指図に従い、③で拠出された金銭を原資として、当社株式を当社（自己株式処分）又は株式市場から取得します。本信託が取得する株式数は、①の本株主総会決議で承認を受けた範囲内とします。なお、本信託内の当社株式は、各対象会社が拠出した金額に応じて、対象会社ごとに勘定を分けて管理されます。
- ⑤本信託内の当社株式に対しても、他の当社株式と同様に配当が行われます。
- ⑥本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。

- ⑦信託期間中、毎事業年度における親会社株主に帰属する当期純利益の額及び役位に応じて、対象取締役に一定のポイントが付与されます。一定の受益者要件を満たす対象取締役に対して、当該対象取締役の退任時に累積ポイント（下記(5)に定める。）に応じて当社株式等の交付等を行います（なお、当該対象取締役が、対象取締役としての地位に加え、他の対象会社の取締役を兼任している場合（当該対象取締役が、当該対象取締役の退任と同時に、他の対象会社の取締役に就任する場合を含む。）は、全ての対象会社の対象取締役を退任した時点で一括して当社株式等の交付等が行われる。））。
- ⑧信託期間の満了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより本信託を継続利用するか、本信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、当社はこれを無償で取得した上で、取締役会決議により消却を行う予定です。
- ⑨本信託の終了時に、受益者に分配された後の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で帰属権利者たる当社に帰属する予定です。

(注) 受益者要件を充足する対象取締役への当社株式等の交付等により信託内に当社株式がなくなった場合には、信託期間が満了する前に信託が終了します。なお、各対象会社は、（対象子会社は当社を通じて）各対象会社の株主総会決議でそれぞれ承認を受けた範囲内で、本信託に対し、当社株式の取得資金として追加で金銭を信託する可能性があります。

(1) 本制度の概要

本制度は、平成29年3月31日で終了する事業年度から平成33年3月31日で終了する事業年度までの5事業年度（以下「対象期間」という。）（※）を対象として、各事業年度の親会社株主に帰属する当期純利益の額及び役位に応じて、役員報酬として当社株式等の交付等を行う制度となります。

（※）信託期間の満了時において信託契約の変更及び追加信託を行うことにより、信託期間の延長が行われた場合（下記(4)第2段落に定める。）には、以降の各5事業年度をそれぞれ対象期間とします。

(2) 制度導入手続

各対象会社は、本株主総会において、本信託に拠出する金額の上限及び対象取締役が対象期間ごとに付与を受けることができるポイント（下記(6)に定める。）の上限その他必要な事項を決議します。

なお、信託期間の満了時において信託契約の変更及び追加信託を行うことにより、信託期間の延長を行う場合（下記(4)第2段落に定める。）は、各対象会社は、本株主総会で承認を受けた範囲内で、取締役会の決議によって決定します。

(3) 本制度の対象者（受益者要件）

対象取締役は以下の受益者要件を満たしていることを条件に、所定の受益者確定手続を経て、退任時に、累積ポイント（下記(5)に定める。）の70%に相当する数の当社株式（単元未満株式については切捨て）については交付を受け、残りの当社株式については本信託内で換価処分した相当額の金銭の給付を受けます。

受益者要件は以下のとおりとなります。

- ①対象期間中に対象取締役であること（対象期間中、新たに対象取締役になった者を含む。）
- ②全ての対象会社について対象取締役を退任していること（退任には、海外赴任により対象取締役でなくなる場合を含む。以下同じ。）（※）
- ③在任中に一定の非違行為があった者でないこと
- ④累積ポイント（下記(5)に定める。）が決定されていること
- ⑤その他株式報酬制度としての趣旨を達成するために必要と認められる要件

※下記(4)第4段落の信託期間の延長が行われ、延長期間の満了時においても対象取締役が在任している場合には、その時点で本信託は終了し、当該対象取締役に対して在任中に当社株式等の交付等が行われることとなります。

※信託期間中に対象取締役が死亡した場合、その時点の累積ポイントに応じた当社株式について、その全てを本信託内で換価した上で、換価処分金相当額の金銭の給付を、当該対象取締役の相続人が受けるものとします。

(4) 信託期間

平成28年8月15日（予定）から平成33年8月31日（予定）までの約5年間とします。

なお、信託期間の満了時において、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより、本信託の信託期間を当初の信託期間（5年間）と同一期間だけ延長することがあります。対象子会社は、延長された信託期間ごとに、対象子会社の本株主総会で承認決議を得た信託金上限の範囲内で、対象子会社取締役に対する報酬の原資となる金銭の追加拠出を行い、当社は、対象子会社から拠出を受けた金銭に、当社の本株主総会で承認決議を受けた範囲内で、当社の取締役に対する報酬の原資となる金銭を併せて信託し、引き続き延長された信託期間中、対象取締役に対するポイントの付与を継続します。

ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（対象取締役に付与されたポイントに相当する当社株式で交付等が未了のものを除く。）及び金銭（以下「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、各対象会社に対応する勘定ごとに、対応する各対象会社の本株主総会で承認を得た信託金の上限額の範囲内とします。

また、信託期間の満了時に信託契約の変更及び追加信託を行わない場合には、それ以降、対象取締役に対するポイントの付与は行われません。ただし、当該時点で受益者要件を満たす可能性のある対象取締役が在任している場合には、当該対象取締役が退任し、当社株式の交付等が完了するまで、最長で10年間、本信託の信託期間を延長させることがあります。

(5) 対象取締役に交付される株式数

信託期間中の毎年6月1日に、同年3月31日で終了する事業年度（初回は平成29年3月31日で終了する事業年度。以下「評価対象事業年度」という。）における親会社株主に帰属する当期純利益の額及び役位に応じて、対象会社ごとに、対象取締役に一定のポイントが付与されます（※）。対象取締役に、退任時にポイントの累積値（以下「累積ポイント」という。）に応じて当社株式等の交付等が行われます。

1ポイントは当社株式1株とします。ただし、信託期間中に当社株式の株式分割・株式併合等のポイントの調整を行うことが公正であると認められる事象が生じた場合、分割比率・併合比率等に応じて、1ポイントあたりの当社株式数の調整がなされます。

（※）付与ポイント＝親会社株主に帰属する当期純利益の額×3%÷信託による当社株式の取得株価の平均値×（各対象取締役の役位ウェイト÷役位ウェイト合計）
「役位ウェイト合計」とは、当該評価対象事業年度においてポイント数の付与の対象となる全対象取締役の役位ウェイトの合計値を意味します。

(6) 本信託に拠出する信託金の上限及び対象取締役に付与されるポイントの上限

信託期間中に当社が本信託に拠出する信託金の上限金額は300百万円（※）といたします。

また、信託期間中に対象子会社が本信託に拠出する信託金の上限金額の合計は、150百万円（当社分と合わせて、合計450百万円）（※）とします。

（※）信託金上限は、現在の対象取締役の報酬水準を考慮し、株式取得資金に信託報酬及び信託費用を加算して算出しています。

本株主総会では、対象期間ごとに当社の取締役に付与されるポイントの総数の上限を533,300ポイントとして、対象期間ごとに各対象子会社の対象取締役に付与されるポイントの総数の上限を266,700ポイントとして、それぞれ承認決議を行うことを予定しております。そのため、対象期間において、本信託が取得する株式数（以下「取得株式数」という。）の上限は、対象期間ごとのポイントの上限の合計に相当する株式数（800,000株）となります。

(7) 本信託による当社株式の取得方法

本信託による当初の当社株式の取得は、上記(6)の信託金の上限金額及び取得株式数の上限の範囲内で、当社（自己株式処分）又は株式市場からの取得を予定しています。取得方法の詳細については、本株主総会決議後に改めて当社にて決定し、開示いたします。

なお、信託期間中、本信託内の株式数が対象取締役にについて定められる累積ポイントに対応した株式数に不足する可能性が生じた場合には、上記(6)の各対象会社の信託金の上限金額及び取得株式数の上限の範囲内で、本信託に追加で金銭を拠出し、当社株式を追加取得することがあります。

(8) 対象取締役に対する株式等の交付等の方法及び時期

上記(3)の受益者要件を満たした対象取締役は、所定の受益者確定手続を行うことにより、退任時に、全ての対象会社の対象取締役を退任した時点における累積ポイントの70%に相当する数の当社株式（単元未満株式については切捨て）の交付を本信託から受け、残りの当社株式については本信託内で換価処分した換価処分金相当額の金銭の給付を本信託から受けます。

なお、当該対象取締役が、当該対象取締役としての地位に加え、他の対象会社の対象取締役を兼任している場合（当該対象会社の対象取締役の退任と同時に、他の対象会社の対象取締役に就任する場合を含む。）は、全ての対象会社の対象取締役を退任した時点で一括して当社株式等の交付等が行われます。

(9) 本信託内の当社株式の議決権行使

本信託内にある当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権を行使しないものとします。

(10) 本信託内の当社株式に係る配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、本信託の信託報酬及び信託費用に充てられます。なお、信託報酬及び信託費用に充てられた後、本信託の終了時に残余が生じた場合には、対象取締役のうち、本信託の終了に際して、所定の受益者要件を満たして信託契約に基づき本信託の受益者となった者に対して給付されることとなります。

(11) 本信託の終了時の取扱い

本信託の終了時（上記(4)第4段落の信託期間の延長時には延長期間の終了時）に残余株式が生じる場合は、株主還元策として、本信託から当社に当該残余株式の無償譲渡を行い、当社はこれを取締役会決議により消却することを予定しています。

(ご参考)

【信託契約の内容】

- | | |
|----------|--|
| ①信託の種類 | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託） |
| ②信託の目的 | 対象取締役に対するインセンティブの付与 |
| ③委託者 | 当社 |
| ④受託者 | 三菱UFJ信託銀行株式会社（予定）
（共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（予定）） |
| ⑤受益者 | 対象取締役を退任した者のうち受益者要件を満たす者 |
| ⑥信託管理人 | 専門実務家であって対象会社と利害関係のない第三者 |
| ⑦信託契約日 | 平成28年8月15日（予定） |
| ⑧信託の期間 | 平成28年8月15日（予定）～平成33年8月31日（予定） |
| ⑨制度開始日 | 平成28年8月15日（予定） |
| ⑩議決権行使 | 行使しないものとします。 |
| ⑪取得株式の種類 | 当社普通株式 |
| ⑫信託金の上限額 | 450百万円（予定）（信託報酬及び信託費用を含む。） |
| ⑬帰属権利者 | 当社 |
| ⑭残余財産 | 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。 |

【信託・株式関連事務の内容】

- | | |
|---------|---|
| ①信託関連事務 | 三菱UFJ信託銀行株式会社及び日本マスタートラスト信託銀行株式会社が本信託の受託者となり、信託関連事務を行う予定です。 |
| ②株式関連事務 | 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が事務委託契約書に基づき、受益者への当社株式の交付事務を行う予定です。 |

以 上

(提供書面)

事業報告

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、足下では弱さがみられるものの、総じて緩やかな景気回復基調で推移いたしました。企業部門においては、輸出はアジア向けを中心に弱含みで推移しており、企業収益は非製造業を中心に改善しているものの業況判断には一部に慎重さが増しています。一方、家計部門においては、雇用情勢は着実に回復しているものの、消費者マインドに足踏みがみられる中、個人消費は概ね横這いで推移しました。先行きについては、雇用・所得環境の改善を背景に、緩やかな回復に向かうことが期待されます。ただし、中国を始めとするアジア新興国や資源国等の景気が下振れし、我が国の景気を下押しするリスクがあり、金融資本市場の変動の影響にも留意する必要があります。

外国為替市場において、米ドル／円相場は、期首は1ドル＝120円台前半で取引が始まり、118円台半ばから120円台後半のレンジで推移した後、米国経済指標に強さが見られはじめると5月下旬頃より急ピッチなドル高円安が進展し、6月5日には約13年ぶりとなる125円台半ばの高値をつけました。その後は、ギリシャ債務問題や中国株の下落等を背景としたリスク回避の円買いから値を下げる局面もありましたが、概ね120円台前半から125円台前半にかけてのレンジで推移しました。ところが、8月下旬に入ると、中国経済の減速懸念等を背景とする世界的な株式下落に連動して急激なドル安円高となり、116円台前半の安値をつけました。その後は、株式市場の落ち着きとともに値を戻し、中国経済の減速懸念と米国の利上げを巡る思惑等から、12月にかけて118円台半ばから123円台前半にかけてのレンジでの値動きの小さい相場展開となりました。その後、12月に入り原油先物相場の大幅な下落に伴い株式相場が下落すると円高が進展し、明けて1月20日には115円台後半の安値をつけました。その後も、日銀のいわゆる「マイナス金利」の決定を受けて121円台後半をつける局面はあったものの、米国金融当局の追加利上げへの慎重な姿勢や原油安による世界的な株安を背景に円買いが加速し2月11日には一時110円台後半をつけ、その後は原油価格動向や米国政策金利の見通しを眺めながらの相場推移となり、112円台半ばで期末を迎えました。また、米ドル／円以外の主要な取扱い通貨である欧州・オセアニア通貨については、ユーロ、豪ドルとも期首より円に対して強い動きで推移した後、6月下旬以降は概ね円に対して弱い動きで推移し、ユーロは翌年3月初頭より、豪ドルは同じく翌年2月中旬頃

より円に対して強い動きに転じそれぞれ期末を迎えております。また、各通貨全体としての変動率は、期首から8月にかけて高まった後、12月にかけてのレンジ相場において低下したものの、2月にかけての円高局面で再び変動率が高まり、上期に歴史的とも言える低変動率を経験した前期と比べ大きく回復しました。

このような状況の中、当社グループは、外国為替証拠金取引サービスにおいて、新たにユーロ／豪ドルをはじめとする5通貨ペアの取引を追加いたしました。また、顧客取引ツールである「クイック発注ボード」にポジションを決済することなくスワップポイントを受け取ることができる機能を追加するとともに、常に相場を注視することができない顧客に向けて条件付注文を最大20件登録することができる「連続予約注文」機能を「クイック発注ボード」並びにスマートフォンアプリ「HyperSpeed Touch」「HyperSpeed Touch nano」に追加いたしました。この他、高機能取引ツールである「HyperSpeed NEXT」に自動売買機能の第1弾として移動平均線を用いた売買ルールを顧客自身で設定、実行できる機能の追加等を実施し、顧客利便性の向上を図りました。また、外貨実需関連サービスにおいては、成田国際空港をはじめとする国内主要4空港で外貨紙幣を受け取ることができる「外貨両替・受取サービス」について、予約から受取可能日までの期間を短縮する対応を行ったほか、複数の外貨に対応し世界中のマスターカード加盟店で利用可能なプリペイドカードである「Manepa Card」（マネパカード）について、外国為替証拠金取引口座に保有する外貨をマネパカード口座に振替できる機能を追加いたしました。さらに、「Manepa Card」の金融機関向け提携カード展開として、大和ネクスト銀行との提携カード「DAIWA SMART DEPOSIT」のサービス提供を平成28年3月28日より開始いたしました。また、ビットコインをはじめとする仮想通貨への取り組みとして、今後の業務提携を検討しているPayward Inc.（ビットコイン取引所「Kraken」を運営）よりビットコイン参考レートの提供を受けホームページへの表示を開始いたしました。

これらの結果、当連結会計年度の外国為替取引高は9,736億通貨単位（前期比24.0%減）となりました。また、当連結会計年度末の顧客口座数は275,538口座（前期末比19,044口座増）、顧客預り証拠金は59,769百万円（同24.6%増）、有価証券による預り資産額は4,186百万円（同0.2%増）となりました。

また、当連結会計年度の営業収益は、前期と比べ外国為替取引高が減少したものの、カバー取引手法の継続的改善による収益性の底上げ効果等により全体の取引高当たり収益率が向上した結果6,096百万円（前期比14.5%増）となり、これに伴い営業利益は1,525百万円（同27.9%増）、経常利益は1,573百万円（同27.3%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は法定実効税率が低下したこともあり1,025百万円（同31.5%増）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において、システム共通基盤（サーバ、ネットワーク関連機器等）の一部及び電話設備（デジタル構内交換設備）のリプレイス、外国為替取引システム及び資金移動業関連システムの機能追加等のため、479百万円（リース資産（有形固定資産）、ソフトウェア、長期前払費用等への投資であり、消費税等は含まれておりません。）の投資を行いました。

③ 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 9 期 (平成25年 3月期)	第 10 期 (平成26年 3月期)	第 11 期 (平成27年 3月期)	第 12 期 (当連結会計年度) (平成28年 3月期)
営 業 収 益 (百万円)	5,885	5,257	5,324	6,096
経 常 利 益 (百万円)	312	1,115	1,235	1,573
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (百万円)	95	663	780	1,025
1 株当たり当期純利益 (円)	3.18	21.99	25.76	33.52
総 資 産 (百万円)	54,944	61,858	68,560	78,774
純 資 産 (百万円)	9,733	10,291	10,981	11,708
1 株当たり純資産額 (円)	322.69	340.31	360.35	380.09

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式数により算出しております。
 2. 1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式数により算出しております。
 3. 当社は、平成25年10月1日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、第9期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 9 期 (平成25年 3月期)	第 10 期 (平成26年 3月期)	第 11 期 (平成27年 3月期)	第 12 期 (当事業年度) (平成28年 3月期)
営 業 収 益 (百万円)	550	630	1,040	857
経 常 利 益 (百万円)	43	161	637	468
当 期 純 利 益 (百万円)	31	153	605	422
1 株当たり当期純利益 (円)	1.05	5.09	19.99	13.82
総 資 産 (百万円)	4,117	4,411	4,850	5,065
純 資 産 (百万円)	4,020	4,068	4,583	4,708
1 株当たり純資産額 (円)	133.19	134.40	150.30	152.75

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式数により算出しております。
 2. 1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式数により算出しております。
 3. 当社は、平成25年10月1日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、第9期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社マネーパートナーズ	3,100百万円	100%	1. 金融商品取引業及びこれに付随する業務 2. 外国通貨の売買、売買の媒介、取次ぎもしくはは代理、その他これに付随する業務 3. 資金移動業 4. 商品先物取引業
株式会社マネーパートナーズ ソリューションズ	30百万円	100%	1. コンピュータシステムの設計、開発、販売、賃貸及び保守 2. マーケティング、企画、調査、研究及びコンサルティング 3. 情報処理サービス業及び情報提供サービス業

(注) 当事業年度の末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

特定完全子会社の名称	株式会社マネーパートナーズ
特定完全子会社の住所	東京都港区六本木一丁目6番1号
当社及び当社の完全子会社における 特定完全子会社の株式の帳簿価額	3,100百万円
当社総資産額	5,065百万円

(4) 対処すべき課題

当社グループは、外国為替証拠金取引の専門企業集団としての強みを活かすことにより、外国為替証拠金取引市場における競争優位性を確保すること及び次への成長に向け新たな収益基盤の拡充を図ることを事業展開の重要目標と位置づけ、経営に取り組んでおります。このような認識の上に立ち、当社グループといたしましては、以下の課題に取り組んでまいりの方針であります。

① ブランドロイヤリティの確立、強化について

当社グループは、競争が激化する外国為替証拠金取引市場において競争優位性を確保するためには、顧客に提供する商品、サービスにおいて優位性を確保することのみならず、顧客からの信頼感、安心感をブランドとして浸透させることが重要であると認識しております。

このため、当社グループでは、直接的なブランディング施策のほか、外国為替証拠金取引に係るコストの低減化や商品ラインナップの拡大、取引端末のマルチチャネル化とモバイルへの対応の強化、コールセンター業務のクオリティアップ等、顧客の視点に立った商品、サービスの提供に努める一方、レバレッジ規制により裾野が広がりつつある潜在顧客層に向けてはデリバティブ取引である外国為替証拠金取引だけでなく外貨両替等の外国為替の実需に対応するサービスの提供の拡大を図るとともに、外国為替取引システムの安定稼働のための諸施策の実施に努めた上で、これらの取り組みを適時適切な手段で情報発信することにより、ブランドロイヤリティの確立、強化を図ってまいります。

② 外国為替取引システムの安定稼働について

当社グループにおいては、外国為替証拠金取引の100%がオンラインシステムにより提供されており、外国為替取引システムの安定稼働は、重要な課題の一つであると認識しております。

このため、増加する取引量に対応して、適切なキャパシティプランニングに基づいた外国為替取引システムの継続的な改良、増強を実施し処理能力の増強を図るほか、災害や大規模なシステム障害等の有事に備える等、事業継続計画の確立に努めてまいります。

③ 顧客基盤の拡充について

当社グループは、これまでコアターゲットであったデイトレーダー等のアクティブ投資家層へのマーケティング活動に加え、ビギナー層に対するサービス展開を強化してまいりましたが、引き続きビギナー層へのマーケティング強化を進め、顧客基盤の更なる拡充、安定化を図りたいと考えております。

具体策として、これまでに、外国為替証拠金取引未経験層へのアプローチを目的として取引単位を100通貨単位と小口化した商品である「パートナーズFX nano」の提供や新たなサービスとして外国為替相場のテクニカル分析を平易な形でサポートするツール「かんたんトレナビ」の提供を開始し、「HyperSpeed NEXT」「HyperSpeed」「クイック発注ボード」及び「CFD版クイック発注ボード」等のFX取引ツールに新規機能の追加や機能改善のためのバージョンアップを実施してまいりました。

また、インターネットを利用したリアルタイムセミナーの定期的開催や勉強会等、ビギナー層のレベルアップのための施策を実施してまいりました。今後も引き続きFX取引システムの操作性の向上や顧客の投資運用教育及び啓蒙活動強化のため、これらの施策を推進してまいります。

そのほか、新たな顧客層の更なる取り込み及び顧客預り資産の一層の増加を図るため、外国為替証拠金取引のための預り資産として有価証券を代用する代用有価証券取扱サービスについて周辺サービスとなる証券取引サービス自体の充実に取り組んでまいりるほか、平成23年3月に提供を開始した国内主要国際空港において外貨紙幣を受け取れるサービスや平成26年9月に提供を開始した複数の外貨に対応し世界中のマスターカード加盟店で利用可能なプリペイドカードである「Manepa Card」（マネパカード）のサービス等を通じて外国為替証拠金取引の潜在的顧客層でもある実需取引層へのアプローチに取り組んでまいります。

④ 新商品の開発と収益の多様化について

当社グループは、外国為替証拠金取引の専門企業集団として、これまで外国為替証拠金取引における営業施策に注力してまいりましたため、収益の大部分を外国為替証拠金取引に係る売買収益に依存しております。今後、環境の変化や顧客ニーズの変化に対しても安定的に収益を計上できるよう、また、今後の成長を図る上でも、取扱商品やサービスを多様化することにより収益基盤を拡充することは、当社グループの重要な課題の一つであると認識しております。

このため、これまで外国為替証拠金取引で蓄積したECN（注1）のノウハウを基礎に、外国為替証拠金取引以外のOTC（注2）の商品化、事業化に取り組んでまいりるほか、デリバティブ取引以外の外国為替関連サービスの事業化についても検討してまいります。とりわけ既にサービス提供を開始している「Manepa Card」（マネパカード）は、外貨を通じての決済サービスという側面を持ち合わせており、これを外国為替証拠金取引に並ぶ事業となるよう育成してまいりたいと考えております。また、ビットコインをはじめとする仮想通貨は、外国為替関連サービスないしは決済サービスと近い領域と考えており、法整備の状況を注視しつつ積極的に事業化に取り組んでまいります。

（注）1. ECNは、「Electronic Communications Network」の略であり、「電子市場取引」のことです。

2. OTCは、「Over The Counter」の略であり、「店頭相対取引」又はその対象のことです。

⑤ コンプライアンス態勢の確立について

当社グループの扱う外国為替証拠金取引は、ハイリスク・ハイリターン型の金融商品であり、金融商品取引法や金融商品販売法により、顧客の適合性を厳格に審査し、十分な商品説明やリスク説明を行うことや不招請勧誘及び断定的判断の提供の禁止等が義務付けられています。また、金融商品取引業の内容について宣伝広告を掲載する場合には、表示等について厳しく規制されています。

当社グループでは、コンプライアンスを重要な課題の一つであると認識し、「コンプライアンス基本方針」及び「コンプライアンス・ガイドライン」を制定して金融商品取引法、その他関連法令に準拠したコンプライアンス態勢の強化を図っております。今後においても、コンプライアンス・プログラムに基づき、役職員に対する「コンプライアンス・ガイドライン」の周知徹底、教育、啓蒙活動をはじめとする施策を実施し、コンプライアンス態勢の確立を図ってまいります。

(5) 主要な事業内容（平成28年3月31日現在）

当社グループの主な事業は、インターネットを介して個人顧客もしくは金融商品取引業者等に対して外国為替証拠金取引をはじめとする投資、金融サービスを提供する「投資、金融サービス業」であります。

(6) 主要な営業所（平成28年3月31日現在）

当 社	本社：東京都港区
株式会社マネーパートナーズ	本社：東京都港区
株式会社マネーパートナーズソリューションズ	本社：東京都港区

(7) 使用人の状況（平成28年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
92名	5名減

(注) 使用人数は就業員数であり、使用人兼務役員は含んでおらず、臨時雇用者（パートタイマー、派遣社員、アルバイトを含む。）については、期中平均人数が全体の10%以下であり、その重要性が低いため、記載を省略しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
6名	4名減	47.0歳	6.6年

(注) 1. 使用人数は就業員数であります。
2. 使用人数が前事業年度末に比べ4名減少しておりますのは、連結子会社への異動等によるものであります。

(8) 主要な借入先の状況（平成28年3月31日現在）

借入先	借入額
東京短資株式会社	1,000百万円
東京証券信用組合	700百万円

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (平成28年3月31日現在)

① 発行可能株式総数 108,000,000株

② 発行済株式の総数 32,795,900株

(注) ストック・オプションの行使により、発行済株式総数は336,000株増加しております。

③ 株主数 13,683名

④ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
株式会社大和証券グループ本社	6,029,100株	19.58%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505224 常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部	3,221,000	10.46
シンプレクス株式会社	1,800,000	5.85
株式会社SBI証券	841,500	2.73
北辰不動産株式会社	627,000	2.04
奥山泰全	528,100	1.71
福島秀治	477,500	1.55
伊藤博幸	377,000	1.22
北辰物産株式会社	309,400	1.00
佐藤直広	273,200	0.89

(注) 1. 当社は、自己株式2,002,300株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成28年3月31日現在）

発行決議日		平成18年4月28日	平成18年8月17日		
新株予約権の数		55個	284個		
新株予約権の目的となる株式の種類と数（注3、4、5）		普通株式 165,000株 （新株予約権1個につき 3,000株）	普通株式 852,000株 （新株予約権1個につき 3,000株）		
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない		
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（注3、4、5）		新株予約権1個当たり 900,000円 （1株当たり 300円）	新株予約権1個当たり 900,000円 （1株当たり 300円）		
権利行使期間		平成20年4月29日から 平成28年4月28日まで	平成20年9月16日から 平成28年8月17日まで		
行使の条件		注1	注2		
役員 の 保 有 状 況	取締役 （監査等委員を除く） （社外取締役を除く）	新株予約権の数	34個	新株予約権の数	284個
		目的となる株式の数	102,000株	目的となる株式の数	852,000株
	保有者数	1人	保有者数	4人	
	取締役 （監査等委員を除く） （社外取締役）	新株予約権の数	－個	新株予約権の数	－個
		目的となる株式の数	－株	目的となる株式の数	－株
	保有者数	－人	保有者数	－人	
取締役（監査等委員）	新株予約権の数	－個	新株予約権の数	－個	
	目的となる株式の数	－株	目的となる株式の数	－株	
保有者数	－人	保有者数	－人		

（注）1. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

(1) 新株予約権者は、新株予約権の行使に際し、次の制約を受けるものとする。

- ① 新株予約権者は、新株予約権の行使時においても当社もしくは当社子会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、新株予約権者が、新株予約権の行使時において当社の取締役、監査役又は従業員でない場合であっても、当社の取締役もしくは監査役を任期満了により退任した場合、当社就業規則に規定する当社都合退職した場合、又は新株予約権を行使できることについて当社取締役会の承認を得た場合にはこの限りではない。
- ② 新株予約権者は、以下の区分に従って、割当を受けた新株予約権の全部又は一部を行使することができる（ただし、かかる行使により発行される株式数は1株の整数倍でなければならない。）。
 - (i) 平成20年2月14日以降、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その2分の1までについて権利を行使することができる。
 - (ii) 平成21年2月14日以降、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、そのすべてについて権利を行使することができる。
- ③ 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することはできない。

- ④ 新株予約権者は、一度の手續において新株予約権の全部又は一部を行使することができる。ただし、1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。
 - ⑤ 新株予約権者は、新株予約権の行使に係る権利行使価額の年間（1月1日から12月31日まで）の合計額が金1,200万円を超えないように、割当を受けた新株予約権を行使しなければならない。
- (2) 次に定めるいずれかの事由及び条件に該当した場合、当社は対象となる新株予約権を無償で取得できる。
- ① 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき（存続会社又は当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く。）。
 - ② 新株予約権の行使の条件に該当しなくなったため、新株予約権の全部又は一部につき行使できないものが生じたとき。
 - ③ 新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合。
 - ④ 当社と新株予約権者との間の契約により新株予約権が失効した場合。
2. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。
- (1) 新株予約権者は、新株予約権の行使に際し、次の制約を受けるものとする。
- ① 新株予約権者は、新株予約権の行使時においても当社もしくは当社子会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、新株予約権者が、新株予約権の行使時において当社の取締役、監査役又は従業員でない場合であっても、当社の取締役もしくは監査役を任期満了により退任した場合、当社就業規則に規定する当社都合退職した場合、又は新株予約権を行使できることについて当社取締役会の承認を得た場合にはこの限りではない。
 - ② 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することはできない。
 - ③ 新株予約権者は、一度の手續において新株予約権の全部又は一部を行使することができる。ただし、1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。
- (2) 次に定めるいずれかの事由及び条件に該当した場合、当社は対象となる新株予約権を無償で取得できる。
- ① 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき（存続会社又は当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く。）。
 - ② 新株予約権の行使の条件に該当しなくなったため、新株予約権の全部又は一部につき行使できないものが生じたとき。
 - ③ 新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合。
 - ④ 当社と新株予約権者との間の契約により新株予約権が失効した場合。
3. 平成19年1月1日をもって行った1株を10株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。
4. 平成20年1月1日をもって行った1株を3株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。
5. 平成25年10月1日をもって行った1株を100株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

発行決議日	平成18年8月17日		
新株予約権の数	66個		
新株予約権の目的となる株式の種類と数(注2、3、4)	普通株式 198,000株 (新株予約権1個につき 3,000株)		
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない		
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額(注2、3、4)	新株予約権1個当たり 900,000円 (1株当たり 300円)		
権利行使期間	平成20年10月14日から 平成28年8月17日まで		
行使の条件	注1		
役員 の 保 有 状 況	取締役 (監査等委員を除く) (社外取締役を除く)	新株予約権の数	30個
		目的となる株式の数	90,000株
		保有者数	3人
	取締役 (監査等委員を除く) (社外取締役)	新株予約権の数	一個
		目的となる株式の数	一株
	取締役(監査等委員)	新株予約権の数	一個
目的となる株式の数		一株	
		保有者数	一人

(注) 1. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

(1) 新株予約権者は、新株予約権の行使に際し、次の制約を受けるものとする。

① 新株予約権者は、新株予約権の行使時においても当社もしくは当社子会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、新株予約権者が、新株予約権の行使時において当社の取締役、監査役又は従業員でない場合であっても、当社の取締役もしくは監査役を任期満了により退任した場合、当社就業規則に規定する当社都合退職した場合、又は新株予約権を行使できることについて当社取締役会の承認を得た場合にはこの限りではない。

② 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することはできない。

③ 新株予約権者は、一度の手続において新株予約権の全部又は一部を行使することができる。ただし、1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

(2) 次に定めるいずれかの事由及び条件に該当した場合、当社は対象となる新株予約権を無償で取得できる。

① 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(存続会社又は当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときに除く。)

② 新株予約権の行使の条件に該当しなくなったため、新株予約権の全部又は一部につき行使できないものが生じたとき。

③ 新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合。

④ 当社と新株予約権者との間の契約により新株予約権が失効した場合。

2. 平成19年1月1日をもって行った1株を10株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。
3. 平成20年1月1日をもって行った1株を3株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。
4. 平成25年10月1日をもって行った1株を100株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（平成28年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	奥山泰全	株式会社マネーパートナーズ代表取締役社長
専務取締役	福島秀治	株式会社マネーパートナーズ取締役
取締役	佐藤直広	法務コンプライアンス部長 株式会社マネーパートナーズ取締役内部管理統括責任者
取締役	白水克紀	CIO兼IT管理部長 株式会社マネーパートナーズ常務取締役
取締役	中西典彦	CFO 株式会社マネーパートナーズ取締役管理部長 株式会社マネーパートナーズソリューションズ監査役
取締役	木曾慎二	株式会社大和証券グループ本社経営企画部次長 大和証券株式会社経営企画部次長 アストマックス株式会社社外取締役 大和リアル・エステート・アセット・マネジメント株式会社監査役 株式会社ID1インフラストラクチャーズ社外監査役
取締役（監査等委員・常勤）	安齋一雄	株式会社マネーパートナーズ監査役
取締役（監査等委員）	鈴木隆	京総合法律事務所（弁護士） 株式会社マネーパートナーズ監査役
取締役（監査等委員）	澤昭人	株式会社シムビジネスコンサルティング代表取締役 澤・紅林公認会計士事務所（公認会計士） 株式会社マネーパートナーズ監査役
取締役（監査等委員）	畠山久志	中部学院大学経営学部教授兼経営学部経営学科長

- (注) 1. 取締役木曾慎二氏並びに取締役（監査等委員）安齋一雄氏、鈴木隆氏、澤昭人氏及び畠山久志氏は、社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員）澤昭人氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するため、常勤の監査等委員を置いております。
4. 当社は、取締役（監査等委員）安齋一雄氏、鈴木隆氏、澤昭人氏及び畠山久志氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を個々に締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額としております。

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	6名 (1)	150百万円 (1)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	4 (4)	30 (30)
監査役 （うち社外監査役）	3 (3)	5 (5)
合 計 （うち社外役員）	9 (4)	185 (36)

- (注) 1. 当事業年度末現在の取締役（監査等委員を除く）は6名（うち社外取締役1名）、取締役（監査等委員）は4名（うち社外取締役4名）であります。なお、当社は、平成27年6月14日に監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。また、取締役（監査等委員を除く）の報酬等の額には、平成27年6月14日開催の第11回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名の在任中の報酬等の額を含み、取締役（監査等委員を除く）の支給人員は無報酬の取締役1名を除いております。
2. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、平成27年6月14日開催の第11回定時株主総会において年額350百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。また、別枠で、同定時株主総会において、当事業年度に係る業績連動報酬として150百万円以内と決議いただいております。
3. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、平成27年6月14日開催の第11回定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、平成19年3月13日開催の第2回定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。
5. 上記の報酬等の総額には、当事業年度に係る業績連動報酬として未払金に計上した次の金額を含んでおります。
- ・取締役（監査等委員を除く）5名 17百万円（うち社外取締役0名 0百万円）

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役木曾慎二氏は、株式会社大和証券グループ本社の経営企画部次長、大和証券株式会社の経営企画部次長、アストマックス株式会社の社外取締役、大和リアル・エステート・アセット・マネジメント株式会社の監査役及び株式会社ID1インフラストラクチャーズの社外監査役であります。株式会社大和証券グループ本社は、当社の株式を19.58%所有する大株主であります。大和証券株式会社は、当社株式の株式会社東京証券取引所市場第二部への上場及び株式会社東京証券取引所市場第一部銘柄指定に際しての主幹事証券会社であります。他の兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

取締役（監査等委員）安齋一雄氏は、株式会社マネーパートナーズの監査役であります。株式会社マネーパートナーズは、当社の100%子会社であります。

取締役（監査等委員）鈴木隆氏は、京総合法律事務所代表及び株式会社マネーパートナーズの監査役であります。株式会社マネーパートナーズは、当社の100%子会社であります。京総合法律事務所と当社との間に特別の関係はありません。

取締役（監査等委員）澤昭人氏は、株式会社シムビジネスコンサルティングの代表取締役、澤・紅林公認会計士事務所代表及び株式会社マネーパートナーズの監査役であります。株式会社マネーパートナーズは、当社の100%子会社であります。他の兼職先と当社との間に特別の関係はありません。

取締役（監査等委員）畠山久志氏は、中部学院大学経営学部教授兼経営学部経営学科長であります。中部学院大学と当社との間に特別の関係はありません。

□. 当事業年度における主な活動状況

		活 動 状 況
取締役	木曾慎二	平成27年6月14日就任以降、当事業年度に開催された取締役会17回のうち16回に出席いたしました。金融商品取引業を営む企業での経営企画に関する豊富な経験を活かし、幅広い見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性、業務の適正性を確保するための発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	安齋一雄	平成27年6月14日就任以降、当事業年度に開催された取締役会17回のすべてに出席し、監査等委員会13回のすべてに出席いたしました。国内外にわたる長年のビジネス経験を活かし、幅広い見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性、業務の適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において、当社の内部監査について適宜、必要な発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	鈴木隆	平成27年6月14日就任以降、当事業年度に開催された取締役会17回のすべてに出席し、監査等委員会13回のすべてに出席いたしました。主に弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性、法令遵守をはじめとした業務の適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において、当社のコンプライアンス並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	澤昭人	平成27年6月14日就任以降、当事業年度に開催された取締役会17回のすべてに出席し、監査等委員会13回のすべてに出席いたしました。主に公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性、財務及び会計をはじめとした適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において、当社の経理システム並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	畠山久志	平成27年6月14日就任以降、当事業年度に開催された取締役会17回のうち14回に出席し、監査等委員会13回のうち12回に出席いたしました。金融商品取引業に関する豊富な経験と専門的な知識を活かし、幅広い見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性、業務の適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において、当社の内部監査について適宜、必要な発言を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。

(4) 会計監査人の状況

- ① 名称 有限責任監査法人トーマツ
- ② 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	28百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	48百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

- ③ 非監査業務の内容
該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人有限責任監査法人トーマツは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ. 当社は、コンプライアンスを経営の根幹に置き、当社及び当社の子会社（以下、当社グループという。）に共通の行動指針として、「行動規範」を定め、当社グループ各社の役員及び社員はこれに従う。
 - ロ. 当社グループ各社の役員及び社員は、法令、定款、社内規程等に則って職務の執行に当たる。
 - ハ. 当社の取締役は、取締役会を開催し、職務の執行が法令及び定款に適合するよう相互牽制を行う。
 - ニ. 当社の監査等委員は、法令に則り、監査等委員以外の取締役の職務執行を監査するとともに、内部統制システムの整備・運用状況を監査する。
 - ホ. 当社は、当社グループ各社の役員を委員とするコーポレート・ガバナンス会議を設置し、企業統治の充実、確立、定着という目的の達成に努める。
 - ヘ. 当社は、法務コンプライアンス部担当取締役及び監査等委員を情報受領者とする「ホットライン通報制度」を構築するほか、法務コンプライアンス部担当取締役が管理する「目安箱」の設置等により、違反行為等の早期発見と是正を目的とする情報収集及び報告体制を構築し効果的な運用を図る。
 - ト. 当社は、社長直轄とする内部監査室を置き、各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況等について内部監査を実施し、その結果を社長に報告する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制
 - イ. 当社は、i) 株主総会議事録、取締役会議事録、監査等委員会議事録等の法定作成文書をはじめ、ii) 各会議体の議事録、iii) 決裁書類等の取締役の職務の執行に係る情報については、関連資料とともに「文書管理規程」等の社内規程に基づき、適切かつ確実に保存及び管理を行う。
 - ロ. 当社は、取締役の職務の執行に係るその他の情報について、「情報システム管理規程」に基づき、その保存媒体に応じて適正に保存及び管理を行う。
 - ハ. 当社は、取締役が随時、当該情報を閲覧できる体制を構築する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - イ. 当社は、「経営危機管理規程」により経営活動上のリスク管理に関する基本方針及び体制を定め、これに基づくリスク管理体制を整備、構築することにより企業リスクの事前回避と被害発生時の損害額の最小化に努める。

- ロ. 当社は、当社グループの経営活動上のリスクとして、市場関連リスク、信用リスク、流動性リスク、法務リスク、事務リスク等を認識し、そのリスクカテゴリー毎の把握と対応管理部署の体制を整備する。
- ハ. 新規の業務を開始する場合には、リスクの適切な把握、評価及び管理に努める。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ. 当社は、取締役会を定款及び「取締役会規程」に基づき運営し、毎月定時での開催の他に、必要に応じて臨時に開催する。取締役会は付議事項の審議及び重要な報告を行う。
- ロ. 当社は、取締役会に付議される事項に関しては、グループ経営会議等で事前に十分な審議及び議論を実施することにより取締役の職務が効率的に行われるよう事業運営を行う。
- ハ. 当社は、当社並びに当社子会社の業務執行取締役で構成するグループ経営会議を原則毎週1回開催し、取締役会付議議案の事前審議を行うとともに、一定の業務執行に関する基本的事項及び重要事項に関する意思決定を行う。
- ニ. 当社は、「職務権限規程」及び「稟議規程」に基づき、取締役の職務の効率性と決裁の合理性、妥当性を確保するとともに、取締役及び下位職位者の決裁項目、協議部門、稟議等を定める。重要事項については、各取締役が同規程に従い決裁を行うか、決裁を行った上で取締役会の承認を得ることとするが、軽微なものについては権限委譲された下位職者が同規程に従いその責任において決裁する。
- ホ. 当社は、経営組織、業務分掌及び職務権限に関する基本事項を「組織規程」、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」並びに「稟議規程」で明確にし、取締役及びその他社員により適正かつ効率的に職務が行われる体制を確保する。
- ⑤ 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ. 当社は、「関係会社管理規程」等の社内規程に従って子会社管理を行い、子会社の取締役の職務の執行を監視・監督する。
- ロ. 当社は、グループ経営会議及び必要に応じて開催する子会社と関係各部門責任者による会議において、グループ間の情報共有、意思疎通及びグループ経営方針の統一化を図る。
- ハ. 当社は、内部監査部門を有しない子会社について、当社の内部監査室により半期毎に子会社の業務監査、内部統制監査等を実施し、その結果を社長及び関係会社に内部監査報告書として報告する。

- ⑥ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- イ. 当社は、監査等委員会が監査等委員会の職務を補助すべき使用人について、監査等委員会の指揮命令に属する補助者の常設を取締役（監査等委員であるものを除く。）に対して求めることができるものとする。
 - ロ. 当社は、監査等委員会が必要に応じて、内部監査部門等の使用人を監査等委員会監査の補助者に任命することができるものとする。
- ⑦ 監査等委員会を補助する使用人の独立性に関する事項
- イ. 当社は、監査等委員会の職務を補助する社員に関する人事異動、人事評価、処罰等については、監査等委員会委員長の承認を得て行うものとする。
 - ロ. 当社は、監査等委員会より監査業務に関する命令を受けた社員が、その命令に関して、取締役（監査等委員であるものを除く。）の指揮命令を受けないものとする。
- ⑧ 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- イ. 当社では、各監査等委員が取締役会以外の会議への出席権限を有し、会議で取締役（監査等委員であるものを除く。）及び社員に対し報告を求めることができる。
 - ロ. 当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）及び社員は、「監査等委員会規程」に従い、各監査等委員の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うとともに、当社の経営上に重大な影響を及ぼすおそれのある諸問題、事象については、遅滞なく報告するものとする。
 - ハ. 当社は、監査等委員会へ報告を行った取締役及び社員に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を取締役及び社員に周知徹底する。
- ⑨ 監査等委員会の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査等委員会がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査等委員会の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- ⑩ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 監査等委員会は、社長、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換を行う。また、監査等委員会は内部監査室に対し適宜、内部監査の計画・結果等について報告を求め、助言及び意見交換を行う。

⑪ 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

上記の方針に基づき当連結会計年度に実施した当社グループにおける内部統制システムの主な運用状況は、以下のとおりであります。

- イ. コンプライアンス基本方針を定め、当該基本方針に基づき全役職員を対象とするコンプライアンスセミナーを毎月1回開催し、法令等に関する具体的事例を活用した研修等を実施しております。
- ロ. リスク管理会議を毎月1回開催し、網羅的にリスクの状況をモニタリングするほか、顕在化したリスクについての対応状況や再発防止の状況等に係る報告、新たに発生した潜在的リスクへの対処の状況の報告及等がなされております。
- ハ. 監査等委員は、定時監査等委員会を毎月1回開催するほか、必要に応じ臨時監査等委員会を開催し、情報交換を行っております。その他、各種社内会議への出席、会計監査人及び内部監査部門との連携等を通じて監査の実効性の向上を図っております。

(6) 会社の支配に関する基本方針

当社は、会社法施行規則第118条における会社の支配に関する方針について取締役会等の会議体において決議をしてはおりません。

当社は、当社の株主のあり方については、当社株式の市場における自由な取引を通じて決定されるものであり、当社の支配権の移転を伴う大規模な買付提案がなされた場合にこれに応じるべきか否かの判断も、最終的には株主の皆様の全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、近年、わが国の資本市場における株式の大規模買付行為の中には、その目的等からみて企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様に株式の売却を事実上強要する恐れがあるもの、対象会社の取締役や株主の皆様が買付の条件について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案の提案や追加質問の提示を行うための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものがあることも事実であります。

当社は、上記の例を含め、経営の基本理念、企業価値のさまざまな源泉、顧客との信頼関係等を十分に理解し、企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保し、なおかつ向上させる意思を持たない、あるいはそれを毀損する恐れがある行為等を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適切ではないと考えております。

当社では、当社グループ全体としての事業の拡大と収益性の向上を目指し、また、将来のグループの収益の柱となる新たな事業の創造を積極的に行うことにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を目指し、多数の投資家の皆様に当社株式を長期継続して保有して頂きたいと考えております。

このため、当社グループでは中長期的な取り組みとして、外国為替証拠金取引事業をビジネスの基軸に置き、顧客基盤の拡大を図る中で収益の拡大並びに事業の発展を目指してまいります。外国為替証拠金取引に関しましては、法令の整備、改正等による規制強化あるいは激化する競争環境の中で競争優位性を確立するために、商品性の向上や情報、チャートなど各種ツールの洗練化、新サービスの提案などを継続的、積極的に行うとともに、取引システムの一層の安定化に努めてまいります。また、OTCの特性を活かした金融デリバティブ商品の可能性を追求し、外国為替証拠金取引事業に次ぐ収益事業の確立に努めてまいります。

連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	77,116	流 動 負 債	66,812
現 金 ・ 預 金	12,541	ト レーディング 商 品	1,524
預 託 金	41,632	デ リバ ティ ブ 取 引	1,524
ト レーディング 商 品	13,672	約 定 見 返 勘 定	269
デ リバ ティ ブ 取 引	13,672	預 り 金	1,424
約 定 見 返 勘 定	145	受 入 保 証 金	59,769
短 期 差 入 保 証 金	8,346	短 期 借 入 金	1,700
有 価 証 券	10	リ ー ス 債 務	218
前 払 金	2	未 払 金	279
前 払 費 用	129	未 払 費 用	1,154
未 収 入 金	122	未 払 法 人 税 等	404
未 収 収 益	236	賞 与 引 当 金	65
繰 延 税 金 資 産	55	そ の 他 の 流 動 負 債	2
そ の 他 の 流 動 資 産	226	固 定 負 債	251
貸 倒 引 当 金	△5	リ ー ス 債 務	251
固 定 資 産	1,657	そ の 他 の 固 定 負 債	0
有 形 固 定 資 産	248	特 別 法 上 の 準 備 金	0
建 物	15	金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金	0
器 具 備 品	28	負 債 合 計	67,065
リ ー ス 資 産	204	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	598	株 主 資 本	11,706
ソ フ ト ウ エ ア	324	資 本 金	1,870
ソ フ ト ウ エ ア 仮 勘 定	12	資 本 剰 余 金	1,946
商 標 権	1	利 益 剰 余 金	8,749
リ ー ス 資 産	260	自 己 株 式	△860
投 資 そ の 他 の 資 産	810	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	△2
投 資 有 価 証 券	164	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△2
長 期 差 入 保 証 金	373	新 株 予 約 権	4
長 期 前 払 費 用	201	純 資 産 合 計	11,708
繰 延 税 金 資 産	65	負 債 純 資 産 合 計	78,774
そ の 他	7		
貸 倒 引 当 金	△1		
資 産 合 計	78,774		

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
営 業 収 益		6,096
受 入 手 数 料	54	
ト レ ー デ ィ ン グ 損 益	5,962	
金 融 収 益	14	
そ の 他 の 売 上 高	64	
金 融 費 用		94
売 上 原 価		28
純 営 業 収 益		5,972
販 売 費 ・ 一 般 管 理 費		4,447
営 業 利 益		1,525
営 業 外 収 益		50
営 業 外 費 用		1
経 常 利 益		1,573
特 別 利 益		0
投 資 有 価 証 券 売 却 益	0	
新 株 予 約 権 戻 入 益	0	
特 別 損 失		11
金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金 繰 入 れ	0	
固 定 資 産 除 却 損	11	
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		1,562
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	594	
法 人 税 等 調 整 額	△58	536
当 期 純 利 益		1,025
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		1,025

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				株主資本合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	
当連結会計年度期首残高	1,822	1,899	8,090	△860	10,951
当連結会計年度変動額					
新株の発行	47	47			95
剰余金の配当			△366		△366
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,025		1,025
株主資本以外の項目の当連 結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	47	47	659	-	754
当連結会計年度末残高	1,870	1,946	8,749	△860	11,706

	その他の包括利 益累計額 その他有価証券 評価差額金	新株予約権	純資産合計
当連結会計年度期首残高	23	6	10,981
当連結会計年度変動額			
新株の発行			95
剰余金の配当			△366
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,025
株主資本以外の項目の当連 結会計年度変動額(純額)	△25	△1	△27
当連結会計年度変動額合計	△25	△1	727
当連結会計年度末残高	△2	4	11,708

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	1,762	流 動 負 債	356
現 金 ・ 預 金	1,432	未 払 金	32
有 価 証 券	10	未 払 費 用	25
前 払 費 用	6	未 払 法 人 税 等	273
未 収 入 金	251	未 払 消 費 税 等	8
未 収 収 益	51	預 り 金	5
繰 延 税 金 資 産	7	賞 与 引 当 金	11
そ の 他	2	負 債 合 計	356
固 定 資 産	3,303	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	1	株 主 資 本	4,706
商 標 権	1	資 本 金	1,870
投 資 そ の 他 の 資 産	3,301	資 本 剰 余 金	1,946
投 資 有 価 証 券	164	資 本 準 備 金	1,946
関 係 会 社 株 式	3,130	利 益 剰 余 金	1,749
繰 延 税 金 資 産	6	そ の 他 利 益 剰 余 金	1,749
そ の 他	0	繰 越 利 益 剰 余 金	1,749
資 産 合 計	5,065	自 己 株 式	△860
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	△2
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△2
		新 株 予 約 権	4
		純 資 産 合 計	4,708
		負 債 純 資 産 合 計	5,065

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
営 業 収 益		857
関係会社受取配当金	334	
経営指導料	523	
その他の営業収益	0	
営 業 費 用		433
販売費・一般管理費	433	
営 業 利 益		424
営 業 外 収 益		46
営 業 外 費 用		1
経 常 利 益		468
特 別 利 益		0
投資有価証券売却益	0	
新株予約権戻入益	0	
税 引 前 当 期 純 利 益		469
法人税、住民税及び事業税	50	
法人税等調整額	△3	46
当 期 純 利 益		422

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成 27 年 4 月 1 日から
平成 28 年 3 月 31 日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					評価・換算 差 額 等	新株予約権	純資産合計
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株 主 資 本 合 計			
		資本準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金			その他有価証 券評価差額金		
当 期 首 残 高	1,822	1,899	1,692	△860	4,554	23	6	4,583
当 期 変 動 額								
新 株 の 発 行	47	47			95			95
剰 余 金 の 配 当			△366		△366			△366
当 期 純 利 益			422		422			422
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)						△25	△1	△27
当 期 変 動 額 合 計	47	47	56	-	151	△25	△1	124
当 期 末 残 高	1,870	1,946	1,749	△860	4,706	△2	4	4,708

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年5月6日

株式会社マネーパートナーズグループ
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 梅 津 知 充 ㊟
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 野 根 俊 和 ㊟
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社マネーパートナーズグループの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社マネーパートナーズグループ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年5月6日

株式会社マネーパートナーズグループ
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 梅 津 知 充 ㊟
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 野 根 俊 和 ㊟
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社マネーパートナーズグループの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第12期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

監査等委員会の監査報告

監査報告書

当監査等委員会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第12期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月16日

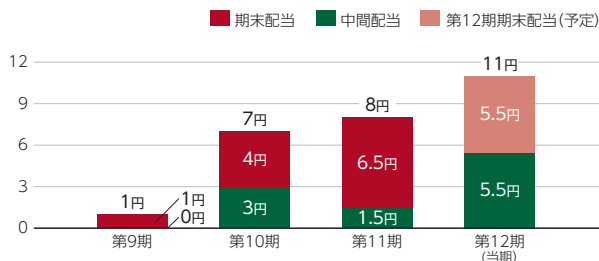
株式会社マネーパートナーズグループ 監査等委員会

常勤監査等委員 安 齋 一 雄 ㊟
監 査 等 委 員 鈴 木 隆 ㊟
監 査 等 委 員 澤 昭 人 ㊟
監 査 等 委 員 畠 山 久 志 ㊟

(注) 常勤監査等委員安齋一雄、監査等委員鈴木隆、監査等委員澤昭人及び監査等委員畠山久志は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

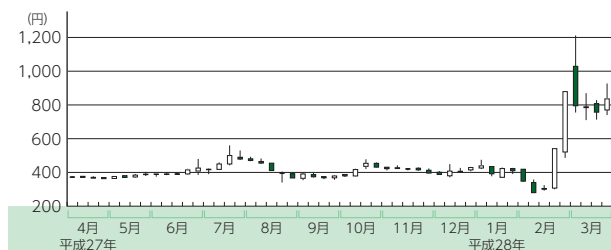
配当金推移



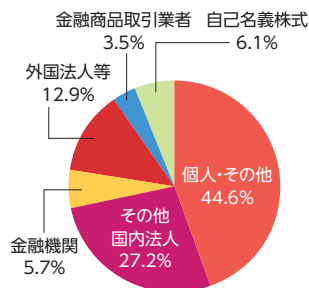
※平成25年10月1日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。第10期中間までの配当金は第9期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定した配当金額を記載しております。

株価の推移 (平成27年4月1日～平成28年3月31日)

株価の推移 (週足)



所有者別株式分布



	株式数 (百株)	株主数 (名)
個人・その他	146,112	13,505
その他国内法人	89,128	67
金融機関	18,776	19
外国法人等	42,339	63
金融商品取引業者	11,581	28
自己名義株式	20,023	1

※発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)

株主メモ

事業年度 毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会 毎年6月
上記基準日 3月31日
 その他基準日を定める場合は、あらかじめ公告します。
公告方法 電子公告
<http://www.moneypartners-group.co.jp/>
 ただし、やむを得ない事由により電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載します。

株主名簿管理人 三菱UFJ信託銀行株式会社
同連絡先 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
 〒137-8081
 東京都江東区東砂七丁目10番11号
 ☎ 0120-232-711 (通話料無料)

(ご注意)

未受領の配当金につきましては、三菱UFJ信託銀行本支店でお支払いいたします。

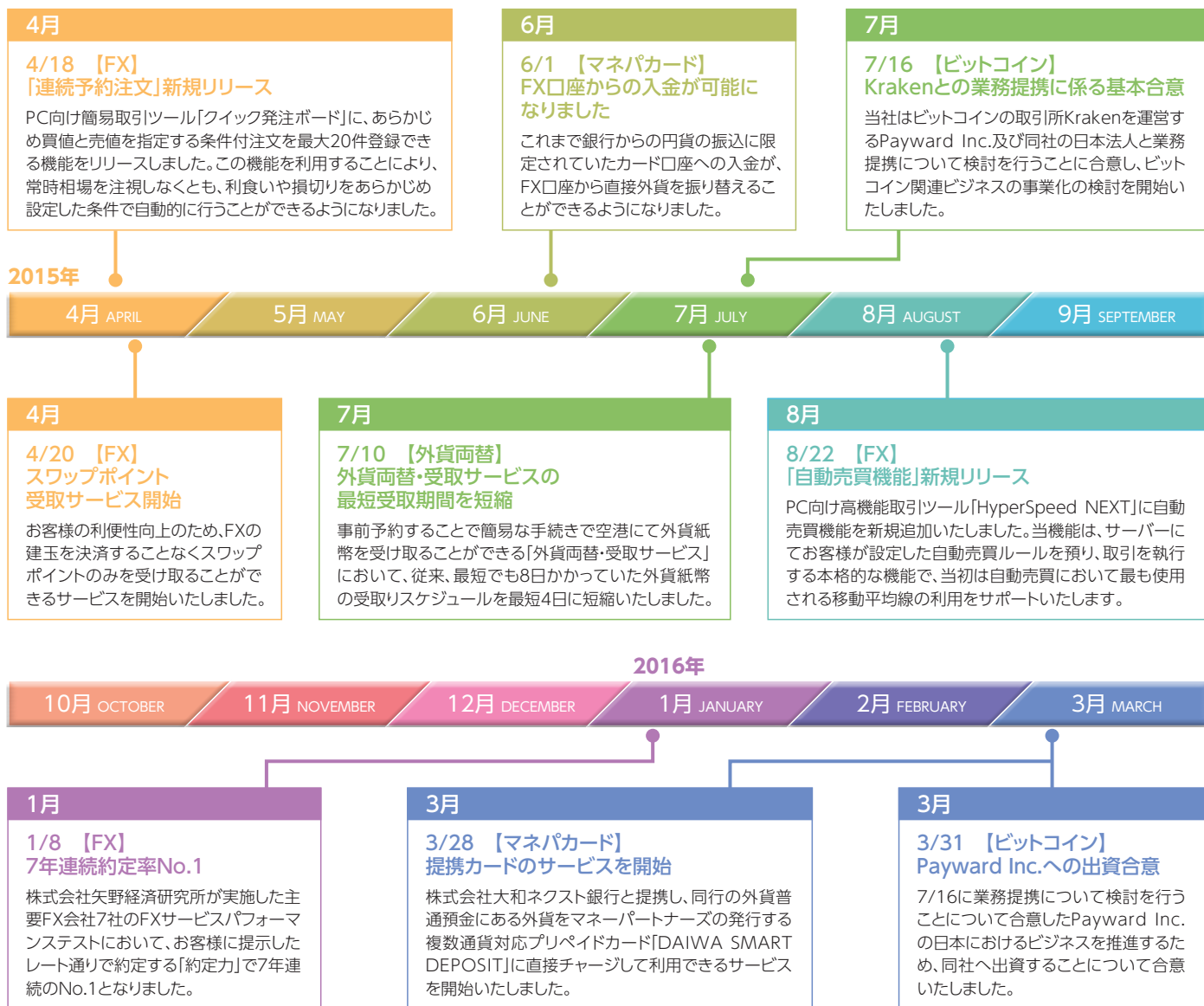
ホームページのご案内

当社ホームページでは企業情報や財務情報をはじめとした最新情報をご覧いただけます。



アドレスはこちら

<http://www.moneypartners-group.co.jp/>



「Manepa Card」(マネパカード)の新サービス(日本円決済対応)

当事業年度は、「Manepa Card」の訴求をはじめとする営業施策に取り組むとともに、「Manepa Card」の一層の普及を加速するため、サービス面を大きく改善するための開発に取り組んでまいりました。

「Manepa Card」は、5種類の外貨(米ドル、ユーロ、英ポンド、豪ドル、香港ドル)に対応し世界中のマスターカード加盟店で利用可能なプリペイドカードとして、海外旅行や海外出張等において高い利便性を提供してまいりましたが、新たなサービスとして、平成28年6月を目途に、日本国内での円決済で利用できるサービスを追加する予定であります。これにより、「Manepa Card」を海外での利用のみならず、日本国内のマスターカード加盟店での少額決済にもご利用いただくことができるようになり、利用や運用にと外貨をより一層身近なものにすることができるものと考えております。



世界210以上の国と地域での利用に加え…

日本国内での
利用が可能に！

定時株主総会会場ご案内図

会場 東京都中央区日本橋二丁目7番1号 東京日本橋タワー
 ベルサール東京日本橋 地下2階イベントホール TEL 03-3510-9236



- 交通**
- 銀座線、東西線、浅草線「日本橋駅」B6出口直結
 - JR線「東京駅」八重洲北口 徒歩6分



※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
 ユニバーサルデザインフォント
 を採用しています。